

JIPDEC

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

2023



より安全な「情報社会基盤」をめざし、 私たちも変わります



日頃より当協会の活動に対するご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年春から始まったCOVID-19による影響は、私たちの社会を変えながら収束しつつあります。最先端のデジタル技術を活用した非対面・非接触・リモート型のビジネスは一般化し、安全・確実かつ迅速に正しい情報を流通させる重要性はさらに増してきました。

令和2年の個人情報保護法改正に続き、2023年4月に令和3年改正が全面施行されました。変わりゆく社会の中で、官民が共通ルールのもと、国際的な制度調和やDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など適正な個人情報の保護に取り組む環境が整備されつつあります。経済活動を行う企業において、それらへの対応は避けて通れない喫緊の経営課題です。

こうした状況の中で、当協会に求められているのは「健全な情報流通を助け、皆さまの活動を円滑にすること」です。引き続きあらゆる組織が事業を継続し発展できるよう、プライバシーマーク制度の運営やトラストサービスの評価等の活動を通して、支援していきたいと考えております。

今年はプライバシーマーク制度創設25周年にあたります。また協会設立後、半世紀にわたって「情報社会基盤の整備」「個人情報の保護」の分野において一定の実績と信頼を築いてまいりました。今後はこの蓄積を生かし、個人情報を扱う皆さまのニーズを汲み取り、安全と利便性を担保する手立てを分かりやすくお伝えしていく所存です。

関係官庁、団体、企業との協力の下、今後ともデジタル社会の進展を支える諸事業を推進してまいります。皆さま方のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月
一般財団法人日本情報経済社会推進協会
会長 杉山 秀二



JIPDEC（ジプデック）とは

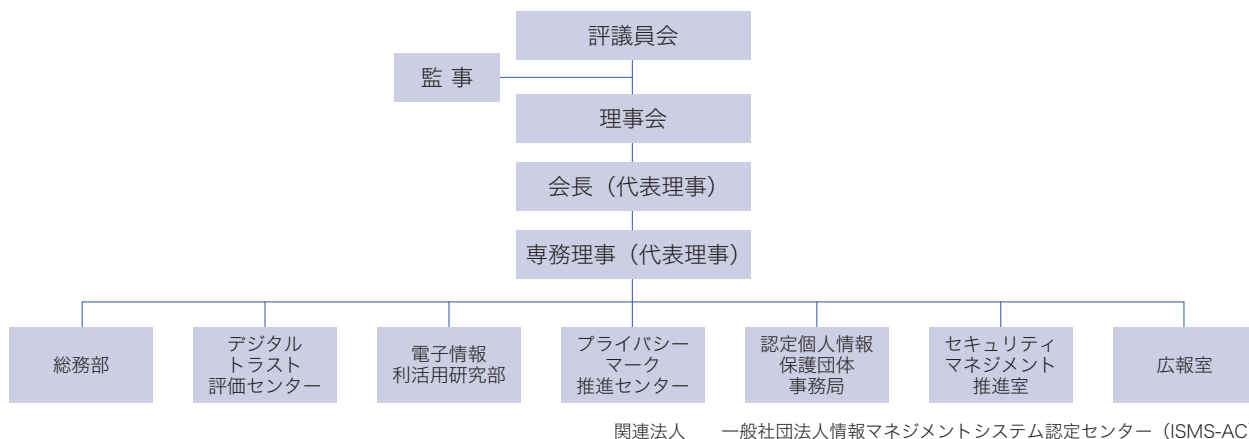
さまざまなもののデジタル化が進んでいく中で、「個人情報の保護」「適切なデータの利用・活用・流通のあり方」などが課題となっています。個人情報をはじめとしたさまざまなデータが適切に取り扱われ、企業も生活者もより安心できる社会となるよう、私たちJIPDECは

- 個人情報保護、情報セキュリティに関する認証制度の運営・普及
- 信頼性（トラスト）に関する評価制度の運営
- データの利用に関する産学官のニーズ調査・研究、IT施策の支援

などを行っています。

協会概要

- 名称 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（英文名称：JIPDEC）
（法人番号：1010405009403）
- 設立 1967（昭和42）年12月20日
- 基本財産 39億9,900万円
- 事業規模 23億9,280万円（2023年度予算）
- 職員数 86名（2023年4月1日現在）
- 組織



沿革

1967年12月	財団法人日本情報処理開発センター（JIPDEC）設立	東京都港区芝公園三丁目5番8号に事務所を設置
1998年4月	プライバシーマーク制度運用を開始	
2002年4月	ISMS適合性評価制度の本格運用を開始	
2003年4月	電子署名法に基づく指定調査機関としての指定を受ける	
2005年6月	個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体として認定を受ける	
2008年12月	プライバシーマーク 付与事業者数が1万社の大台に	
2011年4月	一般財団法人化に伴い、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）に改称	
2011年12月	事務所を東京都港区六本木一丁目9番9号に移転	
2016年1月	わが国初のAPEC CBPRシステム アカウンタビリティエージェント（AA）として認定される	
2016年10月	プライバシーマーク 付与事業者数が1万5,000社を超える	
2016年11月	ISMS適合性評価制度 認証取得組織数5,000件を超える	
2017年10月	トラストサービス評価事業を開始	
2017年12月	JIPDEC設立50周年	
2022年4月	ISMS適合性評価制度創設20周年	
2023年4月	プライバシーマーク制度創設25周年	



信頼を守る

個人情報管理体制の構築・運用支援

■ プライバシーマーク制度の運営

プライバシーマーク制度は、JIPDECが運営している「事業者の個人情報を取扱う仕組みとその運用が適切であるかを評価（審査）し、その証として、プライバシーマークの使用を認める制度」です。JIPDECが策定した審査基準に則って、個人情報を適正に管理する仕組み（PMS：個人情報保護マネジメントシステム）の構築・運用状況を評価し、現在17,400社を超える事業者を取得いただいています。

事業者による、サイバー攻撃などへのリスク対策は、いまやセキュリティ強化だけでは十分とは言えず、リスクを顕在化させないための取組みや緊急事態発生時の適切な対応方法、管理体制の強化などが必要です。事業者としては、プライバシーマークを取得することで、個人情報の管理体制が構築できると共に、マークを掲示することで、個人情報保護法の遵守に留まらず、個人情報保護に関して自主的により高いレベルの体制を確立し運用していることを、取引先や消費者に分かりやすく示すことができます。

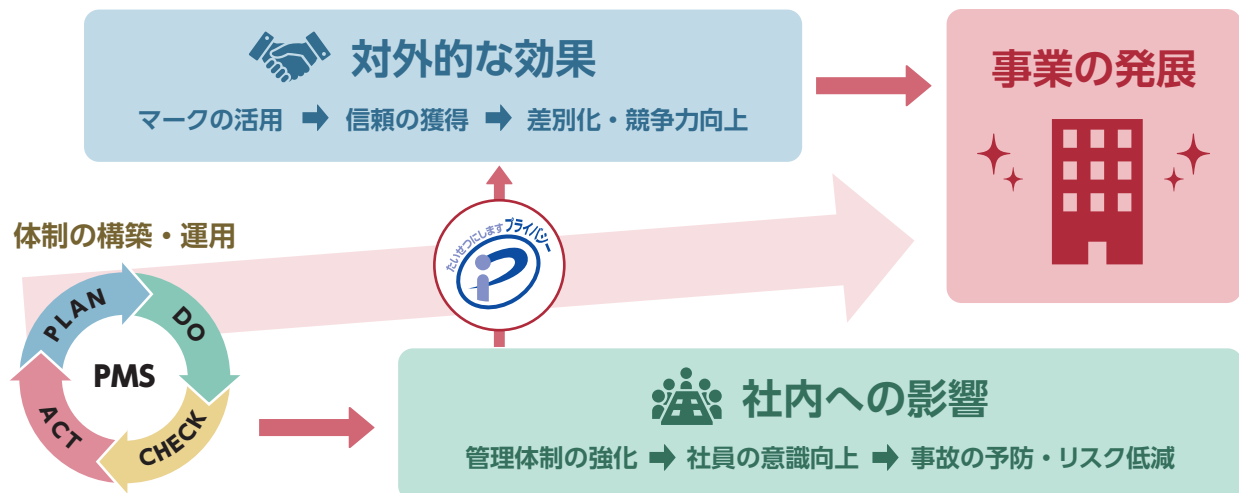
JIPDECは、プライバシーマーク制度を運営することで、①個人情報保護に関する消費者の意識向上、②事業者へ適切な個人情報の取扱いを推進し、社会的な信用を得るための付加価値を事業者に与えること、③それらを通じて、個人情報保護に関して、より安心・安全な社会となることを目指しています。そのために、プライバシーマーク制度の運営をはじめ、個人情報の取扱いに関する様々な情報を提供、申請予定事業者に対するPMSの運用支援、セミナーの実施を通じた、制度の普及ならびに社会全体の個人情報に関する意識の向上に取り組んでいます。



あなたの未来を守る、創る。



プライバシーマーク取得のメリット



プライバシーマーク、Pマーク、プライバシーマーク制度、Privacymark、PrivacyMark、Privacy Mark、Privacy Mark System、PrivacyMark System、Privacymark Systemは、JIPDECの登録商標です。

■ 個人情報の取扱いに関する苦情処理・漏えい等の事故対応（認定個人情報保護団体の活動）

JIPDECは、「個人情報の保護に関する法律」に定める認定個人情報保護団体として、消費者等から寄せられる対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理や漏えい等の事故に対応しています。また、対象事業者に対し、必要な情報発信を行うほか、個人情報の取扱いや匿名加工情報等、データ利活用に関する助言及び個別相談も行っています。

なお、プライバシーマーク付与事業者で認定個人情報保護団体の対象事業者となっている方は、プライバシーマーク制度に基づく事故対応や報告に関して支援を受けることができます。

令和2年改正法に基づき、事業者が個人情報漏えい等の事故を起こした場合、当団体を経由した個人情報保護委員会への報告制度は廃止されました。義務化された4つの要件については、全ての事業者から個人情報保護委員会に対して直接報告が必要です。

JIPDECの認定個人情報保護団体の対象事業者になるには

年会費無料



JIPDECが運営する個人情報保護にかかる
認証制度（プライバシーマーク制度）の
認証事業者であること



データの保護と利活用を促進していると
JIPDECが認める事業者であること
※APEC CBPRシステムの認証を受けようとしているなど

■ APEC CBPR（越境プライバシールール）システムの審査・認証、普及促進

APEC CBPRシステムは、企業等の越境個人データの保護に関して、APECプライバシー原則への適合性を認証するシステムです。APECにより2011年に運用が開始され、日本政府は2014年4月から参加しています。

現在APECのCBPRシステムに9つの国と地域が参加しており、そのうち5つの国と地域でアカウントビリティ・エージェント（AA）^{*}が認定されています。JIPDECは、2016年1月に日本で初めて、AAとして認定され、以来、越境個人データの取扱いがCBPRシステムの要求事項に適合しているかを審査し認証する日本で唯一の機関として活動しています。また、AAは苦情等が発生した場合は、事業者や消費者等と連携して解決する役割を担っています。

※AA：CBPRシステムに参加する事業者の越境個人データの取扱いについて、プライバシーポリシー等の文書整備や社内ルールの運用がCBPRシステムの要求事項に適合しているか審査し認証する機関





信頼を築く

電子契約・電子取引の普及促進

■ トラストサービスの信頼性の評価

デジタル社会の実現に向けて、インターネット上のデータが改ざんされていないことや、送信元のなりすまし等を防止すること（デジタルトラスト）の重要性が高まっています。例えば、近年急速に普及している電子契約サービス等においては、電子署名等に必要な電子証明書を発行する認証局などのトラストサービスの役割が脚光を浴びています。

しかしながら、一般の企業や個人にとっては、トラストサービスの信頼性を確認することは、極めて困難です。

このため、JIPDECは、認証局、リモート署名などのトラストサービスの運用、技術、設備等を審査し、その結果を公開する「JIPDECトラステッド・サービス登録（JTS登録）」を実施しています。

電子契約サービス等を提供する事業者は、JTS登録を通じて、利用者に安心してご利用いただけるサービスであることを対外的にアピールできます。



■ 電子署名法に基づく指定調査機関業務等の実施

2001年4月1日施行「電子署名及び認証業務に関する法律」によって、電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤が整備されました。また、電子署名に必要な電子証明書の発行等を行う特定認証業務のうち一定の基準を満たすものは、国の認定を受けることができる制度が導入されました。

JIPDECは、電子署名の安全性と円滑な利用を確保することで日本における情報流通のデジタル化を推進することを目指し、電子署名及び認証業務に関する法律の主務大臣（デジタル庁及び法務省）から特定認証業務の認定に係る唯一の指定調査機関として指定を受け、認証局の調査を実施しています。2023年5月末時点で8社10業務が認定を取得しています。

■ 標準企業コード等登録管理サービス

標準企業コードは、企業間電子商取引におけるEDI（Electronic Data Interchange）標準の検討の中で生まれた、企業を特定するためのコードです。現在、電子・電機、建設、鉄鋼、物流業を中心に約34,000件の法人・個人事業主にご利用いただいています。

EDIの標準化前は、取引先ごとにEDIの仕組み・コードが異なり、管理が煩雑になっていました。その後、標準企業コードの導入によって企業に付番されるコードが一意となり、コード管理の煩雑さから解放されることで、迅速かつ効率的なEDIが実現できるようになりました。

JIPDECは、全業界／企業からの登録申請を受け付けるとともに、標準企業コードを一元的に管理し、企業間取引のデジタル化を支援しています。

■ 電子メールなりすまし対策の促進

「なりすまし」は、ある人が別の人を詐称してシステムを利用したり、あるいは第三者とコミュニケーションしたりする行為のことです。昨今は、サイバー攻撃の入口に電子メールが多く利用されており、銀行やECサイト運営会社、配送事業者等有名企業になりすまし、メール詐欺被害も深刻化しています。

JIPDECは、なりすまし被害を減らし、企業・利用者が共に安心して電子メール等を利用できるような環境づくりを目指し、電子メールのなりすまし対策技術であるS/MIME、DKIM、DMARCの環境の整備、普及等に取り組んでいます。

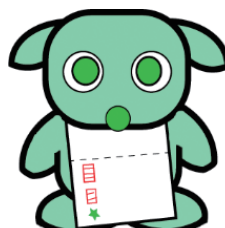
「なりすましメール対策」キャラクター



エスマいぬ



ディーキいぬ



ディーマーくんくん

エスマいぬ、ディーキいぬはJIPDECの登録商標®です。



信頼を拡げる グローバル取引の支援

■ 情報マネジメントシステムの普及啓発、構築支援

グローバルに展開するビジネスでは、取引相手の情報セキュリティやサービス品質の管理体制を評価する世界共通の物差しとなる規格（国際規格）が必要となります。情報技術に関連するマネジメントシステムの国際規格の1つである「ISMS」（ISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム）では、情報セキュリティのリスクに対する技術的対策だけでなく、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分し、継続的に改善して、リスクへ対応していきます。

JIPDECは、ISMSなどの情報マネジメントシステムの普及啓発、及び国際規格を活用した評価制度（例：ISMS適合性評価制度）の意義についての普及活動、体制構築・維持の参考となるユーザーズガイドや事例、海外動向に関連する情報を提供することで、国内企業の海外進出・グローバル化が進む昨今において、それら企業が国内のみならず海外の取引先に対しても、信頼が得られる環境作りを目指しています。





信頼を高める デジタル社会の課題解決

■ データの利用・保護に関する調査研究と産学官連携による課題検討

JIPDECは、安心・安全にデータを利活用することにより、社会課題が解決され、様々なサービスを受受できる社会の実現を目指して、データの利活用や保護に関する国内外の法制度やビジネス・技術などの動向について調査研究を行っています。

また、産官学のネットワークを活かして、各業界のデータ利活用に関するニーズや動向等を把握し、IT政策に基づく提言や、データ利活用基盤の整備や制度設計等の政策支援にも取り組んでいます。

【主な活動】

- ✓ 個人情報保護、プライバシーに関する調査研究等
 - ープライバシーガバナンスに関する調査および普及啓発
 - ーカメラ画像に関する利活用動向調査
- ✓ ブロックチェーンの国際標準化
- ✓ 準天頂衛星システムによる高精度測位サービス等、ユースケース創出支援

また、プライバシー影響評価（privacy impact assessment, PIA）の規格策定に携わった知見を活かして、データ利活用を推進する企業や自治体の支援を行っています。

【主な活動】

- ✓ プライバシー影響評価（PIA）実施のサポート
- ✓ 自治体のマイナンバー取扱い事業の支援

これらの調査研究活動の成果として、個人情報保護・プライバシーに関する国内外動向の解説や、データ活用に向けた社会課題への提言等をレポートとしてまとめ、WEBサイトで公開しています。

【2022年度公開の主な内容】

- DFFTに関する施策、取組み状況
- OECD CDEP（デジタル経済政策委員会）会議レポート
- 情報化投資と労働生産性の国際比較
- 国際規格「ISO 31700」消費者プライバシーに関する新しい基準
- インドネシア個人データ保護法（PDPL）に関するレポート 等



信頼をベースとした社会のために

JIPDECは、個人情報保護、プライバシー、データの利活用、情報セキュリティに関連した国内外の動向や事例、実態調査結果やレポート、半世紀以上にわたるわが国の情報化施策の変遷に関わる調査研究成果資料等、様々な情報を提供しています。

■ 広報誌「IT-Report」(年2回 春、冬) 発行

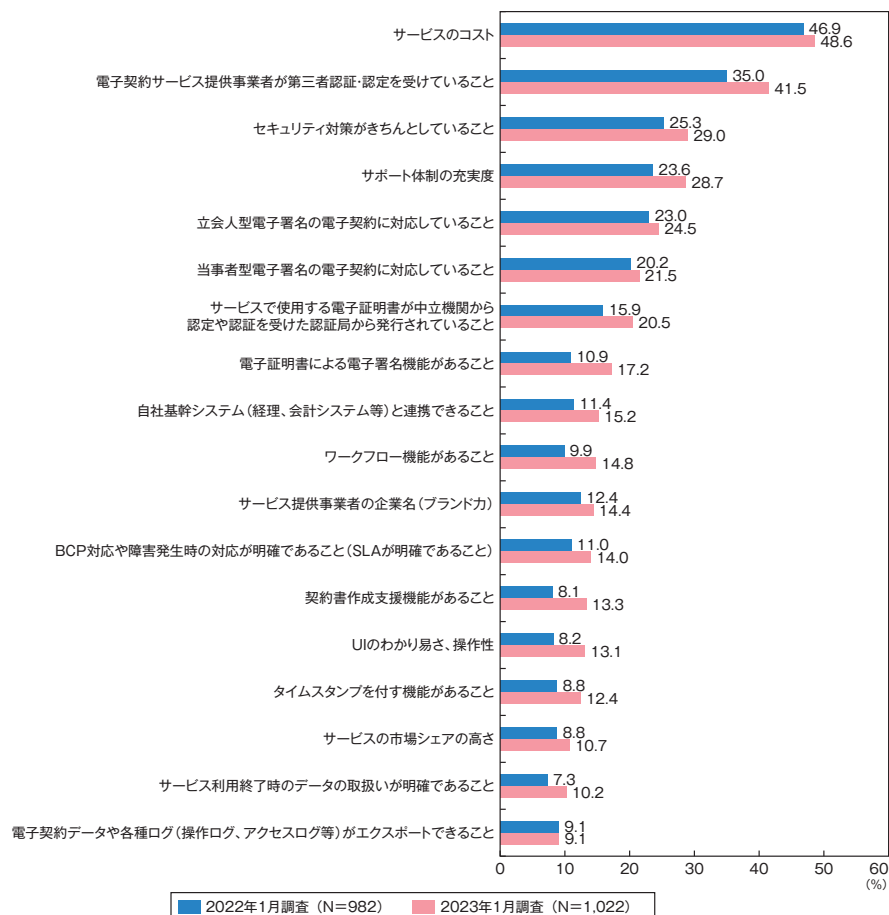
JIPDECは、IT業界を俯瞰するデータ、およびJIPDECの事業に関わるタイムリーなトピックスをとりまとめた冊子「JIPDEC IT-Report」を年2回発行しています。

春号では、JIPDEC独自調査として実施している、情報セキュリティに重点を置いた「企業IT利活用動向調査」の分析結果から、企業のIT化の現状、施策への取組み、働き方改革への取組み等を紹介しています。

また、冬号では、その年のトピックスとなる個人情報保護やデジタルトラストに関する施策動向、技術、データ活用などの様々なテーマを特集し、省庁、法律家、有識者、企業の方々による解説、事例紹介を掲載しています。



電子契約を選定する際に重視するポイント



JIPDEC/(株) アイ・ティ・アール調査「企業IT利活用動向調査2023」より

■ 事業関連トピックスに関するセミナー等の開催

個人情報保護法や電気通信事業法の改正、電子契約など、ビジネスに影響がある国内外の動向に併せた実務対応セミナーなどを開催しています。

2022年度実施の主なセミナーテーマ（オンライン）：

- 令和2年改正 越境移転データの取扱いの実務
- 抜け漏れ再チェック！全面施行直後、改正個人情報保護法の実務対応ポイント
- 電子契約検討のための基礎知識ーゼロから始める電子契約！
- マイナンバーカードと電子証明書活用事例
- 経済産業省デジタル関連施策について
- 改正電通法施行3か月前 自社に必要なCookie規制対応を再確認

■ メールマガジン「JIPDECインフォメーション」配信・イベント等情報配信

JIPDECの活動情報や、各種制度の登録状況、関連省庁・海外のセキュリティ／プライバシー関連トピックスをまとめて紹介するメールマガジン「JIPDECインフォメーション」を毎月1回配信しています。

また、イベント開催やニュースリリースなどの情報をいち早く案内する「情報配信サービス」も行っています。

■ 情報ライブラリーの公開

JIPDECがこれまで携わってきた、日本の情報化促進に関する各種調査研究成果報告書・資料（JIPDECアーカイブ）や、セミナー等で取り上げたセキュリティ、データ活用、各国法制度の動向等の要旨をまとめた「JIPDECレポート」、IT関連の用語解説等を「情報ライブラリー」として公開しています。

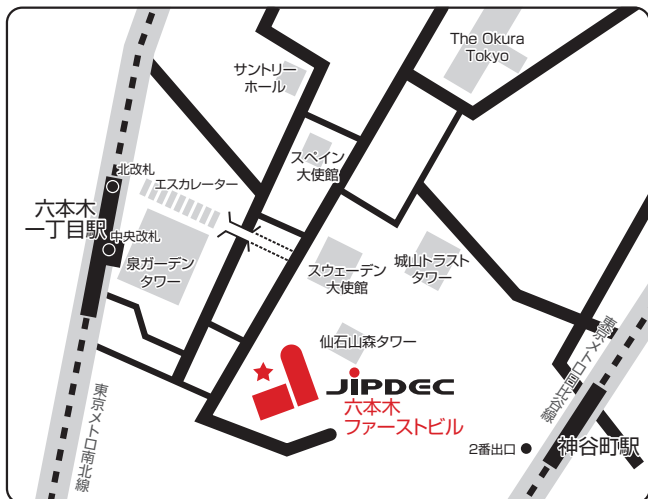
■ 賛助会員制度のご案内

JIPDECは賛助会員制度を設置しています。

会員企業の皆様には、調査研究成果資料等の提供、セミナーへの無料参加、関連テーマに関する最新トピックスの情報提供などのサービスを行っています。

賛助会員制度

対 象：JIPDECの活動目的にご理解・ご賛同いただき、事業活動全般にご協力いただける企業・組織
 年会費：1口10万円（非課税）



JIPDEC

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
(法人番号：1010405009403)

〒106-0032
東京都港区六本木一丁目9番9号
六本木ファーストビル内
TEL 03-5860-7555 <https://www.jipdec.or.jp/>